

(様式第4号) 顔認証入室管理装置賃貸借契約に係る一般競争入札 質問書

項番	質問項目				質問事項	回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
1	入札説明書	3	5	ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。	奈良市契約規則第4条（2）において、「過去2箇年の間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」は入札保証金を免除いただけるということですが、奈良市契約規則第4条（2）の内容を満たす契約書（写）の提出で入札保証金の免除を申請したということになりますか。 また、同様の手続きで、契約保証金の免除をいただくことは可能ですか。	質問の条文は奈良市契約規則（令和6年10月16日施行）における第4条第2項第3号のこととと思われますが、「業務実績証明書」およびその「契約書の写し」など事業の内容が具体的に確認できる書類を2件分提出いただくことにより、入札保証金は免除となります。 契約保証金についても、上記書類により免除となります。
2	仕様書	3/3	(8)	（ア）本件業務において入替する既設機器類については、受注者が入替時に撤去すること。 （イ）撤去後の既設機器類については、受注者が関係法令を遵守したうえで適切に処分すること。	①対象の機器の所有者は貴市ということでよろしいですか。 ②（処分対象物件がお客様の所有物の前提で）「撤去後の既設機器類については、受注者が関係法令を遵守したうえで適切に処分すること。」と記載されていますが、対象物件を引き上げる際に受注者に所有権が移転し、受注者の責任で適切に処理するという解釈でよろしいですか。	①②とも、お見込みのとおりです。
3	-	-	-	-	今回の調達範囲では、今回の賃貸借契約終了後の物件取り外し～機器引取りは含まれないとの認識でよろしいですか。	03_顔認証入室管理装置契約書（案）の第12条に「契約が終了した場合は、受注者は、速やかに装置等を引き取らなければならない。ただし、本契約後、発注者の申し出により、装置等は受注者から発注者へ譲渡できるものとする」とありますとおり、本契約後、本市から申し出がない限り、装置の引き取りも含みます。